

決裁・供覧

件名	「国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務一式」の随意契約について		文書番号
	別紙1参照		
起案	起案日	令和2年4月24日	受付日
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係	決裁 決裁処理期限日 決裁日 R2.4.24 施行処理期限日
分類名称	起案者	今村 直樹 	施行 施行日 施行先 施行者 取扱上の注意
	連絡先	3409	
取扱区分	大分類	契約	格付け 機密性格付け 1 取扱い制限
	中分類	契約	
備考欄	名称(小分類)	別紙2参照	保存 行政文書保存期間 5年 保存期間満了時期 令和8年3月31日
	秘密区分		
備考欄	秘密期間終了日		
	指定事由		
決裁・供覧欄			
備考欄			



大臣官房 会計課
原 克彦 (課長)



大臣官房 会計課 監査班
上地 義夫 (主査)

31

大臣官房 会計課 監査班
田邊 昌彦 (専門官等)



大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
福永 武彦 (係長)



大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
植村 啓

31

大臣官房 会計課 用度班
法量 健哲 (主査)



大臣官房 会計課 用度班
今井 弘司 (専門官等)



決 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係
押本 海【同報】

裁

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

供

覧

欄

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

1. 件名等
国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務 一式
金額 1件当たり ■■■■円
2. 予定価格調書
別途作成
3. 契約書
別紙1
4. 仕様書
別紙2
5. 契約の相手方
株式会社宮岡
6. 契約方法及び適用条項等
(1) 契約方式 随意契約
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号、~~国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第18条第1項第5号~~ (緊急随意契約)
7. 保証金
契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号)
8. 契約区分
請負
9. 特約条項
文部科学省が定めた製造請負契約基準を適用する
10. 請負期間
契約締結日～令和2年6月30日
11. 支出科目
(会計) 一般会計
(項) 文部科学本省共通費
(大事項) 文部科学本省一般行政に必要な経費
(事項) 文部科学本省一般共通経費
(目) 庁費

伺
い
文

文
書
番
号

名
称
（
小
分
類
）

共
同
起
案
者
欄

令和2年度 契約第三係に係る契約関連

契 約 書 (案)

件 名 国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務 一式

請負単価 金 〇〇〇〇〇 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇〇〇 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦 (以下「甲」という。)と請負者 株式会社宮岡 代表取締役社長 宮岡 義宜 (以下「乙」という。)との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。

第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年6月30日までとする。

第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。

第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。

第5条 請負代金は、毎月の検品した数量に請負単価を乗じて得た額を1回に支払うものとする。

第6条 請負代金の請求書は、毎月10日までに文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は甲に帰属する。

第9条 乙は、成果物に関する著作権者人格権の行使をしないものとする。

第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者(第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。)に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。

第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。)で作られる記録をいう。)に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。

一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者(第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。)に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。

第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。

- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。
- 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
- 三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
- 四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

- 2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）とする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）

- 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利

用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを

拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 埼玉県川口市領家五丁目1番3号
株式会社宮岡
代表取締役社長 宮岡 義宜

仕 様 書 (案)

- 1 件 名
国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務
- 2 業務場所
文部科学省担当官と協議の上で決める。
- 3 目 的
国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務を行うもの。
- 4 請負期間
契約日から令和2年6月30日までとする。
- 5 業務内容
国が実施する布製マスクの配布に関する検品等業務である。具体的には、以下のとおり。
 - (1) 検品基準の策定
 - ・ 担当官と協議の上、布製マスクの検品基準を策定する。
 - (2) 布製マスクの検品作業
 - ・ (1)で定めた検品基準に則り、布製マスクの検品を実施する。
 - ・ 検品作業状況について、都度担当官に報告する(報告方法・頻度については担当官と要協議)。
 - ・ 検品する布製マスクの予定数量は約■■■■万枚とする。
 - (3) 布製マスクの管理
 - ・ 検品の各工程において布製マスクの適切な管理を行い、トレーサビリティ管理を行う。
 - ・ 管理(トレーサビリティ管理を含む)状況について、都度担当官に報告する(報告方法・頻度については担当官と要協議)。
 - (4) 検品した布製マスクの配送作業(国が指定する郵送拠点への納入)
 - ・ 郵送拠点への納入状況について、都度担当官に報告する(報告方法・頻度については担当官と要協議)。
 - (5) 布製マスクについて追加配送が発生した場合の検品作業及び当該検品済み布製マスクの配送作業
 - ・ 詳細は担当官の指示に従うこと。
- 6 再請負について
 - (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者(請負者の子会社(会社

法第2条第3号に規定する子会社をいう)を含む。以下同じ。)に請け負わせることは禁止する。

- (2) 請負業務の一部を再請負する場合は、事前に再請負する業務、再請負先等を文部科学省に報告し、承認を受けること。
- (3) 請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再請負してはならない。
- (4) 請負契約金額に占める再請負契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- (5) なお、第三者に再請負する場合は、その最終的な責任は請負者が負うこと。

7 納入物及び納入場所

担当官の指示に従うこと。

8 その他

- (1) 検品事業者については、以下の要件を満たす者とする。
 - ・一定規模以上の検品等業務を可能とする設備を有して(確保して)いること
 - ・布製マスクの検品等業務を行う上でのノウハウを有し、担当官と協議して設定する検品基準を遵守することができるコンプライアンス体制を構築できること
 - ・担当官が指示する報告事項、報告頻度について順守できること
- (2) 報告方法を変更する必要がある場合は、両者協議の上で決めること。
- (3) 請負者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 担当官(担当部署連絡先)

文部科学省初等中等教育局
健康食育課 堀江、河西、竹谷
03-5253-4111(内2976)

予 定 価 格 調 書

件 名 : 国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務一式

予 定 価 格 : 金6, 545, 000円也 (A) /

比 較 金 額 : 金5, 950, 000円也【(A) × 100 / 110】 /

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年4月24日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦



契 約 書

件 名 国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務 一式

請負単価 金 [redacted] 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 [redacted] 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦 (以下「甲」という。)と請負者 株式会社宮岡 代表取締役社長 宮岡 義宜 (以下「乙」という。)との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年6月30日までとする。
- 第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第5条 請負代金は、毎月の検品した数量に請負単価を乗じて得た額を1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、毎月10日までに文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属する。
- 第9条 乙は、成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。
- 第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- 二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。
- 第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。

- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。
- 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
- 三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
- 四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

- 2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）

- 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

- 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

- 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利

用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを

拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

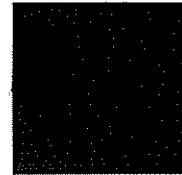
第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

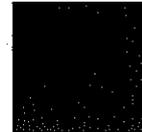
この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年4月24日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克



乙 埼玉県川口市領家五丁目1番3号
株式会社宮岡
代表取締役 宮岡 義宜



仕 様 書

- 1 件 名
国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務
- 2 業務場所
文部科学省担当官と協議の上で決める。
- 3 目 的
国が実施する布製マスクの配布事業に係る検品等業務を行うもの。
- 4 請負期間
契約日から令和2年6月30日までとする。
- 5 業務内容
国が実施する布製マスクの配布に関する検品等業務である。具体的には、以下のとおり。
 - (1) 検品基準の策定
 - ・担当官と協議の上、布製マスクの検品基準を策定する。
 - (2) 布製マスクの検品作業
 - ・(1)で定めた検品基準に則り、布製マスクの検品を実施する。
 - ・検品作業状況について、都度担当官に報告する（報告方法・頻度については担当官と要協議）。
 - ・検品する布製マスクの予定数量は約■■■■万枚とする。
 - (3) 布製マスクの管理
 - ・検品の各工程において布製マスクの適切な管理を行い、トレーサビリティ管理を行う。
 - ・管理（トレーサビリティ管理を含む）状況について、都度担当官に報告する（報告方法・頻度については担当官と要協議）。
 - (4) 検品した布製マスクの配送作業（国が指定する郵送拠点への納入）
 - ・郵送拠点への納入状況について、都度担当官に報告する（報告方法・頻度については担当官と要協議）。
 - (5) 布製マスクについて追加配送が発生した場合の検品作業及び当該検品済み布製マスクの配送作業
 - ・詳細は担当官の指示に従うこと。
 - (6) なお、発送経費については実費払いとする。

6 再請負について

- (1) 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（請負者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう）を含む。以下同じ。）に請け負わせることは禁止する。
- (2) 請負業務の一部を再請負する場合は、事前に再請負する業務、再請負先等を文部科学省に報告し、承認を受けること。
- (3) 請負業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再請負してはならない。
- (4) 請負契約金額に占める再請負契約金額の割合は、原則2分の1未満とすること。
- (5) なお、第三者に再請負する場合は、その最終的な責任は請負者が負うこと。

7 納入物及び納入場所

担当官の指示に従うこと。

8 その他

- (1) 検品事業者については、以下の要件を満たす者とする。
 - ・一定規模以上の検品等業務を可能とする設備を有して（確保して）いること
 - ・布製マスクの検品等業務を行う上でのノウハウを有し、担当官と協議して設定する検品基準を遵守することができるコンプライアンス体制を構築できること
 - ・担当官が指示する報告事項、報告頻度について順守できること
- (2) 報告方法を変更する必要がある場合は、両者協議の上で決めること。
- (3) 請負者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

9 担当官（担当部署連絡先）

文部科学省初等中等教育局
健康食育課 堀江、河西、竹谷
03-5253-4111（内 2976）



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [REDACTED] 枚」の随意契約について			文書番号	
	伺い文 (別紙) 参照				
起案	起案日	令和2年6月10日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁	決裁処理期限日
分類名称	起案者	今泉 守正 		決裁	決裁日 R2.6.10
	連絡先	3049		施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	契約		施行	施行日
	中分類	契約		施行	施行先
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行	施行者 備考欄参照
取扱区分	秘密区分			格付け	取扱い
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 1
	指定事由			格付け	取扱制限
				保存	行政文書保存期間 5年
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄 (別紙) 参照				
	備考欄				

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

- 伺
い
文
別
紙
1. 件名等
ガーゼマスク購入 一式
予定数量 [REDACTED]枚
金額 943,800,000円
 2. 予定価格調書
別途作成
 3. 契約書
別紙1
 4. 仕様書
別紙2
 5. 契約の相手方
興和株式会社
 6. 契約方法及び適用条項等
(1) 契約方式 随意契約
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の8項 4第3号
 7. 保証金
契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号)
 8. 契約区分
物品供給
 9. 特約条項
文部科学省が定めた物品供給契約基準を適用する
 10. 納入期間および納入場所
契約締結日～令和2年7月31日 文部科学省
 11. 支出科目
(会計) 一般会計
(項) 初等中等教育振興費
(大事項) 健やかな体の育成に必要な経費
(事項) 全国一斉休業からの学校再開支援等
(目) 庁費

大臣官房 会計課 (原) 原 克彦 (課長)

大臣官房 会計課 監査班 上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 福永 武彦 (係長)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 植村 啓 (植村)

大臣官房 会計課 用度班 法量 健哲 (主査)

大臣官房 会計課 用度班 今井 弘司 (専門官等) (今井)

決 大臣官房 会計課 用度班 総括係 佐藤 希【同報】

裁 大臣官房 会計課 用度班 総括係

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

供

覧

欄

(別

紙

)

契 約 書 (案)

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■円/枚	■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達に
関し別記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年6月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克 彦

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号
興和株式会社
代表取締役 井 上 順 司

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受領した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから6ヶ月以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

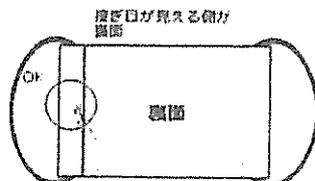
ガーゼマスク

別紙

●出来上がり図



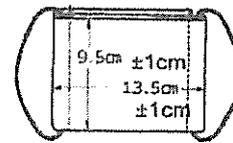
ホルムアルデヒド
75PPM以下



ゴムの結び目は
長から見えないように
仕上げる

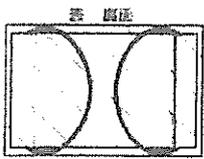
*耳紐 結び目隠し

*紐上がり27cm



*上下端 ずれないように
(2mmまでのズレは許容)

●納品時形態



裏面に耳紐をたたんだ状態で
OPP袋に入れる

OPP袋に個別包装



※マスクの裏面側でOPP袋を閉じることが望ましい。

OPP袋に入れたものを
マスク裏面を上にした状態で重ねる
個包装をそのまま
カートンに入れます。
70枚ー200枚という範囲正しい数字で袋にまとめてからカートンへ、



注意書き挿入不要
表を上向きに統一

※マスク裏面を上に乗ねてください。

予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスクの購入 (興和 (株) 分)

予 定 価 格 : 金 9 4 3 , 8 0 0 , 0 0 0 円 也 (A)

比 較 金 額 : 金 8 5 8 , 0 0 0 , 0 0 0 円 也 [(A) \times 1 0 0 / 1 1 0]

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和 2 年 6 月 10 日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長

原 克 稔



契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	枚	円/枚	円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様 別紙のとおり

発注者（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）は、件名の調達に
関し別記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年6月10日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克

乙 名古屋市中区錦三丁目6番29号
興和株式会社
代表取締役 井上 順 司

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(契約の目的)

第2条 乙は、業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(遅滞料)

第3条 甲は、乙が履行期限までに業務を完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙の業務を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査)

第5条 乙は業務終了後、甲の指定する検査職員に連絡し、検査を受けなければならない。

2 乙は、全ての業務が検査に合格したときをもって、業務を完了するものとする。

(契約金額の支払)

第6条 乙は、検査終了後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、契約の履行ができなくなったときは、乙は当該契約を履行する義務を免れ、甲は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が契約の内容に適合しない場合の措置)

第8条 甲は、第5条に規定する納入検査に合格した納品物を受領した後において、当該納品物が契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから6ヶ月以内にその旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

(1) 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の引渡しを行うこと。

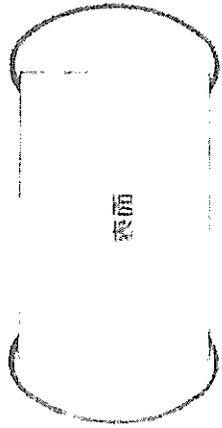
(2) 直ちに代金の減額を行うこと。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

●出来上がり図



ホルムゾルゲル75下
75PPMIX下

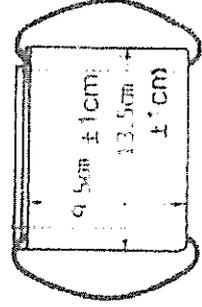
挿し目が異なる側は
裏面



この場合は
裏面に挿し目がある
ので必ず

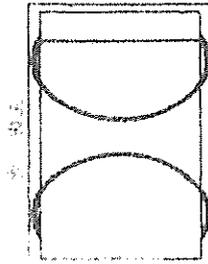
*目紐 結び目隠し

*紐上がり 27cm



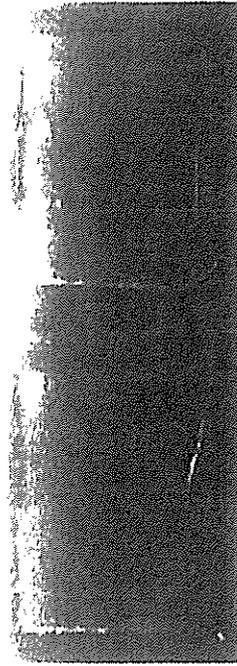
※上下端 ずれないように
(2mmまでのズレは許容)

●納品時形態



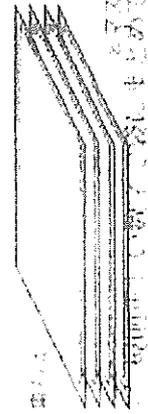
納品時、目紐を折り込んでおく

OPP袋に個別包装



※マスクの裏面倒でOPP袋を開けることが望ましい。

このようにOPP袋を開けると、
目紐が折り込まれておらず、
目紐が折れていない状態です。



は意図通り挿入不要
表を上向きに折

目紐が折れていない状態です。
目紐が折れていない状態です。



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク購入 [REDACTED] 枚」の随意契約について			文書番号		
	伺い文 (別紙) 参照					
起案	起案日	令和2年6月10日		受付日		
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 総括係		決裁 決裁処理期限日		
	起案者	今泉 守正 		決裁 決裁日	R2.6.10	
	連絡先	3049		施行処理期限日		
分類名称	大分類	契約		施行日		
	中分類	契約		施行先		
	名称(小分類)	令和2年度 総括係に係る契約関連		施行者	備考欄参照	
取扱区分	秘密区分			格付け	機密性格付け	1
	秘密期間終了日				取扱制限	
	指定事由			保存	行政文書保存期間	5年
					保存期間満了時期	令和8年3月31日
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄 (別紙) 参照					
備考欄						

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

1. 件名等
ガーゼマスク購入 一式
予定数量 [REDACTED] 枚
金額 1,100,000,000円

2. 予定価格調書
別途作成

3. 契約書
別紙1

4. 仕様書
別紙2

5. 契約の相手方
伊藤忠商事株式会社

6. 契約方法及び適用条項等

(1) 契約方式 随意契約

(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の3項

4/20
2/26

伺

7. 保証金

契約保証金 免除 (予算決算及び会計令第100条の3第3号)

い

8. 契約区分
物品供給

文

9. 特約条項

文部科学省が定めた物品供給契約基準を適用する

(

10. 納入期間および納入場所

契約締結日～令和2年7月31日 文部科学省

別

11. 支出科目

(会計) 一般会計

(項) 初等中等教育振興費

(大事項) 健やかな体の育成に必要な経費

(事項) 全国一斉休業からの学校再開支援等

(目) 庁費

紙

)

大臣官房 会計課 (原) 原 克彦 (課長)

大臣官房 会計課 監査班 上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 福永 武彦 (係長)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 植村 啓 (植村)

大臣官房 会計課 用度班 法量 健哲 (主査)

大臣官房 会計課 用度班 今井 弘司 (専門官等) (今井)

大臣官房 会計課 用度班 総括係 佐藤 希【同報】

大臣官房 会計課 用度班 総括係 [Redacted]

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係 [Redacted]

決
裁
・
供
覧
欄
（
別
紙
）

契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様書 別紙のとおり

発注者 文部科学省（締結権限者：支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦。以下「甲」という。）と供給者 伊藤忠商事株式会社（締結権限者：繊維資材・ライフスタイル部 部長 上川 辰也。以下「乙」という。）は、件名の調達に関し別記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年6月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦 ㊟

乙 大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
繊維資材・ライフスタイル部 部長
上川 辰也 ㊟

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 乙は、甲に商品を売り渡し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行場所へ納入するものとする。

2 商品の引渡は、商品の納入後、第5条1項に規定する甲の検査に合格したことをもって完了するものとする。

3 甲は、乙が履行期限までに商品の引渡しを完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(数量等変更の承認)

第3条の2

甲は、商品の予定数量と異なる発注をする場合は、その数量や履行期限含めた契約条件につき、乙と協議の上、事前に乙の書面（メールを含む）による承認を得るものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行う。その後甲は検査をするものとする。

2 甲は商品納入後10日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(本契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、本契約の履行ができなくなったときは、乙は本契約を履行する義務を免れ、甲は本契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が本契約の内容に適合しない場合の措置)

第8条 甲は、第5条第1項に規定する検査合格後において、当該商品が本契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから6か月以内にその旨を乙に書面にて通知した場合は、甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 甲は、本条第1項の通知をした場合は、前2号に加え、乙に対する損害賠償請求及び

本契約の解除を行うことができる。

(紛争等の解決方法)

第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、
 甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

ガーゼマスク

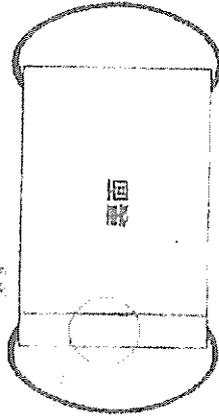
別紙

● 出来上がり図



中心から両側を
7.5PPM以下

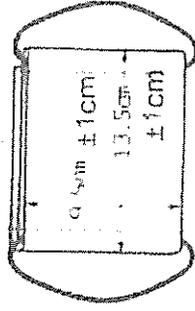
両側から
両側



両側から
両側

* 耳紐 結び目隠し

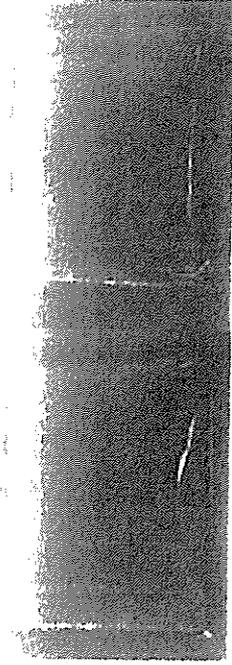
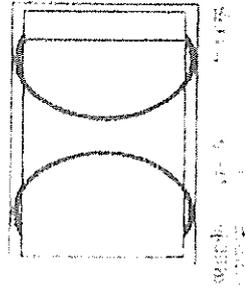
* 紐上がり 27cm



* 上下端 ずれないように
(2mmまでのスレは許容)

● 納品時形態

OPP袋に個別包装



* マスクの裏面側でOPP袋を閉じることが望ましい。



耳紐が挿入不要
表を上面とし

裏を下面とし、両側から両側

予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスクの購入 (伊藤忠商事 (株) 分)

予 定 価 格 : 金 1, 100, 000, 000 円也 (A)

比 較 金 額 : 金 1, 000, 000, 000 円也 [(A) \times 100 / 110]

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年6月/0日
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長

原 克彦



契 約 書

1. 件 名 ガーゼマスク購入 一式
2. 履行場所 支出負担行為担当官が別途指定する場所
3. 履行期限又は契約期間 契約日から令和2年7月31日
4. 契約金額 下記単価表のとおり

商品	予定数量	単価	うち、消費税及び 地方消費税
ガーゼマスク	■■■■枚	■■■■円/枚	■■■■円/枚

5. 契約保証金 免除
6. 仕様書 別紙のとおり

発注者 文部科学省（締結権限者：支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦。以下「甲」という。）と供給者 伊藤忠商事株式会社（締結権限者：繊維資材・ライフスタイル部 部長 上川 辰也。以下「乙」という。）は、件の調達に関し別記条項により契約（以下「本契約」という。）を締結する。

本契約の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各自一通を保有する。

令和2年6月〇日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克

乙 大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社
繊維資材・ライフスタイル部 部長
上 川 辰 也

(信義誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約を履行するものとする。

(本契約の目的)

第2条 乙は、甲に商品を売り渡し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

(引渡、遅滞料)

第3条 乙は商品を履行場所へ納入するものとする。

2 商品の引渡は、商品の納入後、第5条1項に規定する甲の検査に合格したことをもって完了するものとする。

3 甲は、乙が履行期限までに商品の引渡しを完了しないときは、その翌日から起算した遅滞日数に応じ、未履行分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額を遅滞料として徴収するものとする。

(数量等変更の承認)

第3条の2

甲は、商品の予定数量と異なる発注をする場合は、その数量や履行期限含めた契約条件につき、乙と協議の上、事前に乙の書面（メールを含む）による承認を得るものとする。

(監督)

第4条 甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員に乙を監督させ、必要な指示をさせることができる。

(検査、所有権の移転)

第5条 乙は商品の納入後、甲の指定する検査職員にその旨の連絡を行う。その後甲は検査をするものとする。

2 甲は商品納入後10日以内に商品を検査し、検査に合格したときは直ちに乙の指定する方法でこの旨乙に連絡する。

3 商品の所有権は、商品が検査に合格したときをもって、乙から甲へ移転するものとする。

(本契約金額の支払)

第6条 乙は、検査合格後、支払請求書を作成し、対価の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第7条 天災その他不可抗力又は甲乙双方の責に帰し得ない事由により、本契約の履行ができなくなったときは、乙は本契約を履行する義務を免れ、甲は本契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(納品物が本契約の内容に適合しない場合の措置)

第8条 甲は、第5条第1項に規定する検査合格後において、当該商品が本契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知ったときから6か月以内にその旨を乙に書面にて通知した場合は、甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、他の良品との引換え、修理又は不足分の納入による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 甲は、本条第1項の通知をした場合は、前2号に加え、乙に対する損害賠償請求及び

本契約の解除を行うことができる。

(紛争等の解決方法)

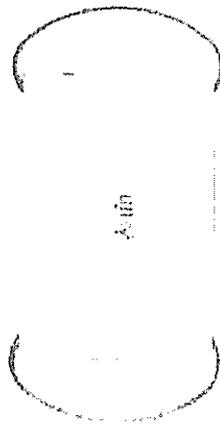
第9条 本契約条項又は本契約に定めのない事項について紛争又は疑義が生じたときは、
甲乙協議の上、解決するものとする。

(以下この頁余白)

ガーゼマスク

別紙

●出来上がり図



前面

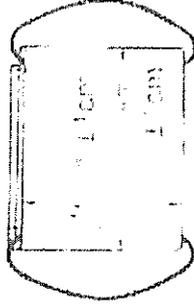


裏面

※各個人が使用する
75PPM以上

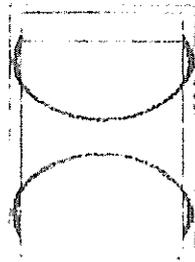
*目紐 結び目隠し

*紐上がり27cm



※上下端 ずれないよう
、2mmまでのスレは許容)

●納品時形態

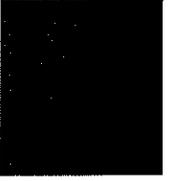


OPP袋に個別包装



※マスクの裏面側でOPP袋を開封することが望ましい。





決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式」の随意契約について			文書番号
	別紙1参照			
起案	起案日	令和2年6月12日	受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係	決裁	決裁処理期限日 決裁日 R2 6.12
施行	起案者	今村 直樹	施行	施行処理期限日 施行日
	連絡先	3409	施行	施行先
分類名称	大分類	契約	行	施行者
	中分類	契約		取扱上の注意
	名称(小分類)	別紙2参照		
取扱区分	秘密区分		格付け	機密性格付け 1
	秘密期間終了日			取扱制限
	指定事由		保存	行政文書保存期間 5年
				保存期間満了時期 令和8年3月31日
決裁・供覧欄				
備考欄				

大臣官房 会計課
原 克彦 (課長)



大臣官房 会計課 監査班
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班
田邊 昌彦 (専門官等)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
福永 武彦 (係長)



大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班
法量 健哲 (主査)

あ

大臣官房 会計課 用度班
今井 弘司 (専門官等)



決

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係
押本 海【同報】

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係

裁

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

供

覧

欄

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいかどうかである。

1. 件名等
ガーゼマスク梱包配送業務（第二回） 一式
金額 113,384,488円
2. 予定価格調書
3. 別途作成
契約書
4. 別紙1
仕様書
別紙2
5. 契約の相手方
日本郵便株式会社
6. 契約方法及び適用条項等
(1) 契約方式 随意契約
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号（緊急随意契約）
7. 保証金
契約保証金 免除（予算決算及び会計令第100条の3第3号）
8. 契約区分
請負
9. 特約条項
文部科学省が定めた製造請負契約基準を適用する
10. 納入期間および納入場所
契約締結日～令和2年7月31日 文部科学省
11. 支出科目
(会計) 一般会計
(項) 初等中等教育振興費
(大事項) 健やかな体の育成に必要な経費
(事項) 全国一斉休業からの学校再開支援等
(目) 庁費

伺
い
文

文
書
番
号

名
称
(
小
分
類
)

共
同
起
案
者
欄

令和2年度 契約第三係に係る契約関連

契 約 書 (案)

件 名 ガーゼマスク梱包配送業務 (第二回) 一式

請負代金額 金113,384,488円也
(うち消費税額及び地方消費税額 10,307,680円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦 (以下「甲」という。)と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊 (以下「乙」という。)との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年7月31日までとする。
- 第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第5条 請負代金は、請負完了後1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む。) は甲に帰属する。
- 第9条 乙は、成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。
- 第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者 (第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。) に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報 (生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。) で作られる記録をいう。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。以下同じ。) について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者 (第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。) に提供し、又はその内容を知らせること。
- 二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。
- 第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。
- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものと

- し、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。
- 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
 - 三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
 - 四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。
- 2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。
- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。
- 第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）とする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）
 - 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。
 - 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
 - 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。
- 第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。
- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものと

する。

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査

上必要な協力を行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年6月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
郵便・物流営業部長 田中 豊

ガーゼマスク梱包配送（第二回）一式に係る仕様書

1 概要

コロナウイルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能なガーゼマスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年7月31日

3 仕様

約1,500万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

（1）ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようにマスク（袋）を組み合わせて段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ 梱包時の異物混入防止策及び衛生上の観点から、作業員は①作業時のキャップの装着、②作業開始前の作業台の清掃、③医療用手袋の装着（必要に応じて）、④マスクの着用、⑤手のアルコール消毒を実施すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、各郵便局に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

（2）荷物の配送

各JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示す

るものとする。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認することがあるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。

以上

予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスク梱包配送業務 (第2回) 一式

予 定 価 格 : 金113,384,488円也 (A) /

比 較 金 額 : 金103,076,808円也 【(A) × 100 / 110】 /

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年6月12日

支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長

原 克



契 約 書



件 名 ガーゼマスク梱包配送業務（第二回） 一式

請負代金額 金 113,384,488 円也
（うち消費税額及び地方消費税額 10,307,680 円）

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年7月31日までとする。
- 第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第5条 請負代金は、請負完了後1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は甲に帰属する。
- 第9条 乙は、成果物に関する著作者人格権の行使をしないものとする。
- 第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。
- 二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。
- 第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。
- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものと

し、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。

二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。

三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。

四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。

（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）

3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものと

する。

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であつて当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査

上必要な協力を行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

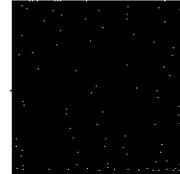
第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年6月12日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克



乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
郵便・物流営業部長 田 中



ガーゼマスク梱包配送（第二回）一式に係る仕様書

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能なガーゼマスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年7月31日

3 仕様

約1,500万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

（1）ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようにマスク（袋）を組み合わせて段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ 梱包時の異物混入防止策及び衛生上の観点から、作業員は①作業時のキャップの装着、②作業開始前の作業台の清掃、③医療用手袋の装着（必要に応じて）、④マスクの着用、⑤手のアルコール消毒を実施すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、各郵便局に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

（2）荷物の配送

各JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示す

るものとする。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認することがあるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。

以上



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式」の変更契約について			文書番号	
伺い文	令和2年6月12日付で契約締結した「ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式」について、別紙のとおり変更契約を締結するものである。				
起案	起案日	令和2年7月29日		受付日	
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係		決裁	決裁処理期限日
	起案者	今村 直樹		決裁	決裁日 2.7.30
	連絡先	3409		施行	施行処理期限日
分類名称	大分類	契約		施行	施行日
	中分類	契約		施行	施行先
	名称(小分類)	令和2年度 契約第三係に係る契約関連		行	施行者
取扱区分	秘密区分			格付け	取扱上の注意
	秘密期間終了日			格付け	機密性格付け 1
	指定事由			格付け	取扱い制限
				保存	行政文書保存期間 5年
				保存	保存期間満了時期 令和8年3月31日
決裁・供覧欄	決裁・供覧欄（別紙）参照				
備考欄					

大臣官房 会計課
原 克彦 (課長)



大臣官房 会計課 監査班
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班
田邊 昌彦 (専門官)



大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
福永 武彦 (係長)



大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班
法量 健哲 (主査)



大臣官房 会計課 用度班
今井 弘司 (専門官)



大臣官房 会計課 用度班 契約第三係
押本 海【同報】

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係
[Redacted]

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
[Redacted]

決
裁
・
供
覧
欄
（
別
紙
）

変更契約書（案）

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、令和2年6月12日付けで契約を締結している「ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式」（以下「原契約書」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書別紙をこの変更契約書別紙【変更】に、原契約書の第1条の「乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。」を「乙は、別紙仕様書【変更】に基づいて業務を行うものとする。」に変更する。
2. 原契約書の第2条の「請負期間は、契約締結日から令和2年7月31日までとする。」を「請負期間は、契約締結日から令和2年8月31日までとする。」に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年7月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
郵便・物流営業部長
田 中 豊

ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式に係る仕様書

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能な布製マスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年8月31日

3 仕様

約1,500万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

（1）ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようにマスク（袋）を組み合わせて段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ 梱包時の異物混入防止策及び衛生上の観点から、作業員は①作業時のキャップの装着、②作業開始前の作業台の清掃、③医療用手袋の装着（必要に応じて）、④マスクの着用、⑤手のアルコール消毒を実施すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、各郵便局に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

（2）荷物の配送

各JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示す

るものとする。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認することがあるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。

以上



変更契約書

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦（以下「甲」という。）と請負者 日本郵便株式会社 郵便・物流営業部長 田中 豊（以下「乙」という。）との間において、令和2年6月12日付けで契約を締結している「ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式」（以下「原契約書」という。）について、下記のとおり変更するものとする。

記

1. 原契約書別紙をこの変更契約書別紙【変更】に、原契約書の第1条の「乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。」を「乙は、別紙仕様書【変更】に基づいて業務を行うものとする。」に変更する。
2. 原契約書の第2条の「請負期間は、契約締結日から令和2年7月31日までとする。」を「請負期間は、契約締結日から令和2年8月31日までとする。」に変更する。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この変更契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年7月30日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 東京都千代田区大手町二丁目3番1号
日本郵便株式会社
郵便・物流営業部長
田 中 豊

ガーゼマスク梱包配送業務（第二回）一式に係る仕様書

1 概要

コロナウィルス対策の一環として、児童・生徒等に対し、繰り返し使用可能な布製マスク（以下「マスク」という。）の政府による配布を実施するに当たって、マスクの調達については、別途、国と契約する納入業者（以下「マスク納入業者」という。）が海外から輸入し、国内の配送を日本郵便株式会社（以下「JP」という。）に請け負わせるものである。

2 履行期限

令和2年8月31日

3 仕様

約1,500万枚のマスクを以下のとおり、別途指示する小学校、中学校及び高等学校等（以下「学校等」という。）に指定する枚数のマスクを配送すること。

(1) ロジ作業

① 荷物の引渡し

マスクは、マスク納入業者がJPの指定する各ロジスティクスセンターに搬入することとし、納入の日時についてはマスク納入業者と調整の上、決定すること。

② 梱包、ラベル作成等作業

- ・ 文部科学省が別途交付する配送リストを基に、あて先ラベル及びJPシステム連携データを作成すること。
- ・ 上記リストに記載された学校等別の必要枚数に応じた枚数となるようにマスク（袋）を組み合わせて段ボール箱に梱包し、あて先ラベルを貼付すること。
- ・ 梱包時の異物混入防止策及び衛生上の観点から、作業員は①作業時のキャップの装着、②作業開始前の作業台の清掃、③医療用手袋の装着（必要に応じて）、④マスクの着用、⑤手のアルコール消毒を実施すること。
- ・ パレット単位で方面別区分を行い、各郵便局に持込を行うこと。

③ データ集計

荷物の在庫管理から配送状況について、日時で管理を行い、文部科学省担当に報告すること。

(2) 荷物の配送

各JPロジスティクスセンターから郵便局に持ち込まれた荷物について、確定データ運用にて引受を行い、ラベルに記載されたあて先までゆうパックにて配送すること。なお、配送開始時期は、文部科学省担当者が別途指示す

るものとする。

4 事故発生時

引渡しを受けた荷物について、紛失・損傷・著しい運送の遅延及びその他の運送業務に関し事故があったときは、直ちにその旨を文部科学省に連絡し、必要な指示を受け、処置すること。

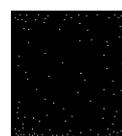
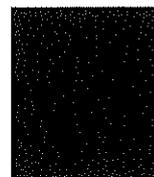
5 受領確認

受領確認を受けた受領証は、文部科学省から確認することがあるので、請負者において1年間整理・保管すること。

6 文部科学省への提出物（完了報告書）

作業が完了し次第、速やかに完了報告書を提出すること。

以上



決裁・供覧

件名	「ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務 一式」の随意契約について			文書番号
	別紙1参照			
起案	起案日	令和2年6月18日		受付日
	部署	文部科学省 大臣官房 会計課 用度班 契約第三係		決裁 決裁処理期限日
	起案者	今村 直樹		決裁 決裁日
	連絡先	3409		22.6.18
分類名称	大分類	契約		施行 施行処理期限日
	中分類	契約		施行 施行日
	名称(小分類)	別紙2参照		施行 施行先
	秘密区分			施行 施行者
取扱区分	秘密期間終了日			取扱上の注意
	指定事由			格付け 機密性格付け
				格付け 取扱制限
				格付け 行政文書保存期間
決裁・供覧欄	5年			
	保存期間満了時期 令和8年3月31日			
備考欄				

大臣官房 会計課 (課長)
原 克彦

大臣官房 会計課 監査班
上地 義夫 (主査)

大臣官房 会計課 監査班
田邊 昌彦 (専門官等)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
福永 武彦 (係長)

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係
植村 啓

大臣官房 会計課 用度班
法量 健哲 (主査)

大臣官房 会計課 用度班 (専門官等)
今井 弘司

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係
押本 海【同報】

大臣官房 会計課 用度班 契約第三係

大臣官房 会計課 監査班 監査総括係

決
裁
・
供
覧
欄

標記の件について、以下のとおり契約してよろしいか伺うものである。

1. 件名等
ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務 一式
金額 9,792,514円
2. 予定価格調書
別途作成
3. 契約書
別紙1
4. 仕様書
別紙2
5. 契約の相手方
JPツーウェイコンタクト株式会社
6. 契約方法及び適用条項等
(1) 契約方式 随意契約
(2) 適用条項 会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第3号（緊急随意契約）
7. 保証金
契約保証金 免除（予算決算及び会計令第100条の3第3号）
8. 契約区分
請負
9. 特約条項
文部科学省が定めた製造請負契約基準を適用する
10. 納入期間および納入場所
令和2年6月19日～令和2年7月31日 文部科学省
11. 支出科目
(会計) 一般会計
(項) 初等中等教育振興費
(大事項) 健やかな体の育成に必要な経費
(事項) 全国一斉休業からの学校再開支援等
(目) 庁費

伺
い
文

文
書
番
号

令和2年度 契約第三係に係る契約関連

名
称
(
小
分
類
)

共
同
起
案
者
欄

契 約 書 (案)

件 名 ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務 一式

請負代金額 金 9,792,514 円也
(うち消費税額及び地方消費税額 890,228 円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 8 2 及び第 72 条の 8 3 の規定に基づき、請負代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
通話料については、実際にかかった費用に応じて、別途乙に支払うものとする。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦 (以下「甲」という。) と請負者 JP ツウウェイコンタクト株式会社代表取締役社長 壺井 俊博 (以下「乙」という。) との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結するものとする。

- 第 1 条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第 2 条 請負期間は、契約締結日から令和 2 年 7 月 31 日までとする。
- 第 3 条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第 4 条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第 5 条 請負代金は、請負完了後 1 回に支払うものとする。
- 第 6 条 請負代金の請求書は、文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。
- 第 7 条 契約保証金は免除する。
- 第 8 条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利 (著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。) は甲に帰属する。
- 第 9 条 乙は、成果物に関する著作権人格権の行使をしないものとする。
- 第 10 条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者 (第 17 条第 2 項に規定する全下請負等の相手方を含む。) に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第 11 条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報 (生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。) で作られる記録をいう。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。以下同じ。) について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者 (第 17 条第 2 項に規定する全下請負等の相手方を含む。) に提供し、又はその内容を知らせること。
- 二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。

- 第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。
- 一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。
 - 二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。
 - 三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。
 - 四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。
- 2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏えい、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。
- 第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。
- 第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）ようとする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）
- 3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行うとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行うとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。
- 第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。
- 2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。
- 3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。
- 第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

- 2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏えい、滅失、毀損、又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

第19条 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

- 2 乙は、この契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

- 3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合においては、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入

(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条 この契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 この契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議のうえこれを解決するものとする。

第25条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 この契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年6月 日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当
文部科学省大臣官房会計課長
原 克彦

乙 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
江戸堀センタービル7階
J P ツーウェイコンタクト株式会社
代表取締役社長 壺井 俊博

仕 様 書(案)

1 件 名

ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務一式

2 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

3 契約期間

令和2年6月~~1~~¹⁸日から令和2年7月31日までとする。

4 業務内容

新型コロナウイルスに関するガーゼマスクの児童・生徒等向け配布に係る各学校等からの問い合わせ等に対応するための業務である。

契約期間中は毎日9:00～18:00までコールセンター業務を行い、各学校等からの問い合わせ等を受け付け、その結果を文部科学省担当者に報告する。

(1) 電話受付設備（以下「回線」という。）を用意して、各学校等からの問い合わせ等に対応する。

(2) 回線数は以下のとおりとするが、当該回線数の増減を行う場合は、甲乙協議する。

6月20日～7月15日 10回線（3回線）

7月16日～7月31日 5回線（2回線）

※（）内は土日祝日の回線数

(3) 問い合わせに対応した内容は、1件ごとに対応の内容を記録するとともにコールセンターに着信した件数、マスク未着情報及び主な問い合わせ内容を原則翌々日12時までにメールにて報告する。

なお、マスク未着情報様式及び報告先メールアドレスは別途指示をする。

5 その他

(1) コールセンターのオペレーターは、以下の素養を備えている者とする。

- ・決められた挨拶、名乗りができる
- ・標準的な日本語で正しい敬語を使うことができる
- ・適切な謝辞を使うことができる
- ・顧客の状況や感情を把握することができる
- ・わかりやすく、簡潔な説明ができる
- ・最適な音量・スピードで話すことができる
- ・不明点の確認ができる

議

- ・相談等の内容を的確にヒアリングする能力がある
- (2) 契約期間中に電話番号の変更をする場合は、両者協議の上、変更が必要となった場合には、文部科学省担当者が十分に周知を図った上で、変更すること。
- (3) 報告方法を変更する必要がある場合は、両者協議の上で決めること。
- (4) 請負者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (5) 本業務の実施に当たっては、文部科学省担当者と十分な協議に基づいて行うこと。

以上

予 定 価 格 調 書

件 名 : ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務 一式

予 定 価 格 : 金9,792,514円也 (A)

比 較 金 額 : 金8,902,286円也 【(A)×100/110】

内訳別紙のとおり

上記金額をもって予定価格とする。

令和2年6月18日

支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長

原 克 彦



契 約 書

件 名 ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務 一式

請負代金額 金 9,792,514円也
(うち消費税額及び地方消費税額 890,228円)

上記の消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。
通話料については、実際にかかった費用に応じて、別途乙に支払うものとする。

発注者 支出負担行為担当官 文部科学省大臣官房会計課長 原 克彦 (以下「甲」という。)と請負者 JPツーウェイコンタクト株式会社代表取締役社長 壺井 俊博 (以下「乙」という。)との間において、上記件名の業務について上記請負代金で次の条項によって、請負契約を締結 (以下「本契約」という。)するものとする。

- 第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第2条 請負期間は、契約締結日から令和2年7月31日までとする。
- 第3条 請負場所は、甲の指定する場所で行うものとする。
- 第4条 完了通知書は、請負完了後に、文部科学省大臣官房会計課用度班に送付するものとする。
- 第5条 請負代金は、請負完了後1回に支払うものとする。
- 第6条 請負代金の請求書は、請負完了月の翌月5日までに文部科学省大臣官房会計課経理班に送付するものとする。甲は、請求書受領後30日以内に、乙の指定する銀行口座へ振り込みにより支払うものとする。
- 第7条 契約保証金は免除する。
- 第8条 この業務で得られた成果物の著作権等、一切の権利 (著作権法第27条及び第28条の権利を含む。) は甲に帰属する。
- 第9条 乙は、成果物に関する著作権者人格権の行使をしないものとする。
- 第10条 乙は、本件業務により知り得た機密情報を業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、第三者 (第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。) に提供、開示、漏洩してはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 2 乙は、本件業務に従事する乙の従業員に対して、前項の義務を遵守するための誓約書を提出させる等機密情報に関する秘密保持について必要となる措置をとらなければならない。
- 第11条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報 (生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等 (文書、図画若しくは電磁的記録 (電磁的方式 (電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。)) で作られる記録をいう。) に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。) により特定の個人を識別することができるもの (他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) をいう。以下同じ。) について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、業務中、業務完了後又は契約解除後を問わず、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
- 一 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者 (第17条第2項に規定する全下請負等の相手方を含む。) に提供し、又はその内容を知らせるこ

と。

二 甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の請負業務を遂行する目的の範囲を超えて利用し、複製し、又は改変すること。

第12条 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置をとらなければならない。

一 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピューター端末を限定するものとし、当該作業担当者に対して、前条の義務を遵守するための誓約書を提出させる等個人情報に関する秘密の保持について必要となる措置をとるものとする。

二 業務の作業場所は、入退出管理を適切に実施している物理的に保護された室内とする。

三 紙媒体・電子データを問わず、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報については、厳重な保管管理を実施するものとする。

四 業務完了後又は契約解除後速やかに甲に返却するとともに、各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により当該情報を消去又は廃棄するものとし、甲はその内容を書面をもって確認するものとする。ただし、甲が別に指示をしたときは、その指示によるものとする。

2 乙は、甲から預託され又は本件業務に関して乙が収集した個人情報について、漏洩、滅失、毀損、その他セキュリティ上の問題が発生し、又はその発生のおそれを認識したときは、速やかに甲に報告するとともに、その指示に従い問題解決のための対策をとらなければならない。

第13条 甲は、必要があると認めるときは、甲の所属する組織の職員に、乙の事務所、事業場等において、甲が預託し又は本件業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査させ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。

第14条 乙は、業務完了後又は契約解除後、業務の過程において取得又は作成された資料等、本件業務により知り得た内部情報の一切について、甲に返却又は焼却・消去する等適切な措置をとることにより機密を保持すること。

第15条 乙は、本件業務の履行に当たって、本件業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「下請負等」という。）とする場合は、下請負等の相手方の住所、氏名、下請負等する業務の範囲、下請負等の必要性及び金額等を記載した下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。（下請負等の相手方が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）

3 乙は、下請負等の相手方の変更等を行おうとする場合は、改めて前項の規定により、下請負等に係る承認申請書を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。ただし、下請負等の適正な履行確保に支障とならない軽微な変更を行おうとする場合は、変更の内容を記載した書面の届出をもって代えるものとする。

第16条 乙は、前条第2項又は第3項の承認を得ようとする場合又は得た場合において、下請負等の相手方からさらに第三者に一部業務の下請負等が行われるなど複数の段階で下請負等（以下「再下請負等」という。）が行われる場合は、あらかじめ再下請負等の相手方の住所、氏名、再下請負等を行う業務の範囲、金額等を記載した履行体制図を甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の規定により提出した履行体制図に変更が生じた場合は、速やかに変更の内容等を記載した履行体制図変更届に変更後の履行体制図を添付して甲に提出しなければならない。

3 前項の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため変更理由等の説明を求めた場合には、これに応じなければならない。

第17条 前2条の場合において、乙は、甲が本契約の適正な履行の確保のため必要な報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

2 乙は、下請負等又は再下請負等の相手方（以下「全下請負等の相手方」という。）の本件業務に伴う行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

3 乙は、自ら又は全下請負等の相手方に対し、第10条から第14条に規定する措置及び義務を遵守させるため、必要な措置をとらなければならない。

第18条 甲は、乙が正当な理由なくして第10条から第17条に規定する各条項に違反したときは、本契約を解除することができる。この場合において、甲は乙に対し損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙において協議して定めるものとする。

2 乙は、乙又は全下請負等の相手方の責に帰すべき個人情報の漏洩、滅失、毀損、又は不正利用があった場合、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責めを負うものとする。

第19条 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、同法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。

二 前項第1号に規定する確定した納付命令若しくは排除措置命令又は同項第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 前項第2号に規定する通知に係る事件において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 乙は、契約の履行を理由として第1項及び第2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、本契約に関して、第1項及び第2項の各号の一に該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

第20条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

第21条 甲は、前条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が前条の規定により本契約を解除した場合には、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

3 前項の場合において、契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当することができる。

第22条 乙は、自ら又は下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む

む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第23条 本契約についての必要な細目は、文部科学省が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第24条 本契約について、甲乙間に紛争を生じた時は、双方協議の上これを解決するものとする。

第25条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において、協議して定めるものとする。

第26条 本契約に関する訴えの管轄は、文部科学省所在地を管轄とする東京地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
本契約書は、2通作成し双方で各1通を所持するものとする。

令和2年6月18日

甲 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
支出負担行為担当官
文部科学省大臣官房会計課長
原 克

乙 大阪府大阪市西区江戸堀2-1-1
江戸堀センタービル7階
JPツーウェイコンタクト株式会社
代表取締役社長 壺井 俊

仕 様 書

1 件 名

ガーゼマスクの配布に関するコールセンター窓口業務一式

2 履行場所

支出負担行為担当官が別途指定する場所

3 請負期間

令和2年6月18日から令和2年7月31日までとする。

4 業務内容

新型コロナウイルスに関するガーゼマスクの児童・生徒等向け配布に係る各学校等からの問い合わせ等に対応するための業務である。

請負期間中は毎日9:00～18:00までコールセンター業務を行い、各学校等からの問い合わせ等を受け付け、その結果を文部科学省担当者に報告する。

(1) 電話受付設備（以下「回線」という。）を用意して、各学校等からの問い合わせ等に対応する。

(2) 回線数は以下のとおりとするが、当該回線数の増減を行う場合は、甲乙協議する。

6月20日～7月15日 10回線（3回線）

7月16日～7月31日 5回線（2回線）

※（）内は土日祝日の回線数

(3) 問い合わせに対応した内容は、1件ごとに対応の内容を記録するとともにコールセンターに着信した件数、マスク未着情報及び主な問い合わせ内容を原則翌々日12時までにメールにて報告する。

なお、マスク未着情報様式及び報告先メールアドレスは別途指示をする。

5 その他

(1) コールセンターのオペレーターは、以下の素養を備えている者とする。

- ・決められた挨拶、名乗りができる
- ・標準的な日本語で正しい敬語を使うことができる
- ・適切な謝辞を使うことができる
- ・顧客の状況や感情を把握することができる
- ・わかりやすく、簡潔な説明ができる
- ・最適な音量・スピードで話すことができる
- ・不明点の確認ができる

- 
- ・相談等の内容を的確にヒアリングする能力がある
 - (2) 請負期間中に電話番号の変更をする場合は、両者協議の上、変更が必要となった場合には、文部科学省担当者が十分に周知を図った上で、変更すること。
 - (3) 報告方法を変更する必要がある場合は、両者協議の上で決めること。
 - (4) 請負者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
 - (5) 本業務の実施に当たっては、文部科学省担当者と十分な協議に基づいて行うこと。

以上

